

1 風力発電施設に係る騒音規制のあり方骨子案の背景と目的

注：1)、2)…を付した用語は、3 参考資料 (1)「用語解説集」を参照

(1) 背景

風力発電は、自然エネルギーにより発電機を回し、電気エネルギーを産み出す発電システムとして、地球温暖化¹⁾防止に資するものであり、本県においても設置が進められています。

一方、風力発電施設は機械音のみならず、強風時には風切り音もあるため、一部の風力発電施設において、近隣住民による騒音の苦情が発生しています。

また、風力発電施設は設置後の防音対策が難しく、苦情が発生した場合に、その対応が困難となっています。

風力発電施設は、「騒音規制法」²⁾及び「環境の保全と創造に関する条例」³⁾の届出対象施設とはなっておらず、騒音に関して、的確な指導が行われていません。

そのため、風力発電施設に係る騒音規制のあり方について検討が必要です。

(2) 目的

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」の一部を改正し、風力発電施設を騒音に係る「特定施設」に追加することによって、工事着手前の届出を義務づけ、風力発電施設設置事業者に的確な指導を図ろうとするものです。

(3) 今後のスケジュール

今回の制度改正については、兵庫県環境審議会に諮問し、審議を行うこととしています。県民の皆さんからいただいたご意見と兵庫県環境審議会の審議結果を踏まえて施行規則等の改正を行い、猶予期間を置いた上で施行する予定です。